

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県社会保険協会（以下「協会」という。）役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第2項に規定する常勤役員の報酬に関する事項を定める。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤役員の報酬は、本俸、特別調整手当、扶養手当、通勤手当及び期末特別手当とする。

(報酬の支給)

第3条 本俸、特別調整手当、扶養手当及び通勤手当は、当該月の全額を毎月17日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 支給日が、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日に支給する。

(1) 支給日が日曜日の場合は、前々日

(2) 支給日が土曜日の場合は、前日

(3) 支給日が休日の場合は、翌日

(本俸)

第4条 常勤役員の本俸月額は次のとおりとする。

常務理事の本俸月額は、410,000円とする。

2 本俸月額については、民間の役員報酬その他の状況等を考慮し、前項の月額を上限に会長が決定する。

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、職員給与規程第13条の規定に基づき職員に支給する職務手当に準じて支給する。

2 特別調整手当の月額は、俸給月額に100分の16を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、職員給与規程第11条の規程に基づき職員に支給する扶養手当に準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員給与規程第14条の規程に基づき職員に支給する通勤手当に準じて支給する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、職員給与規程第22条の規程に基づき職員に支給する賞与に準じて支給する。

(報酬の日割計算)

第9条 役員報酬については、新たに常勤役員となった日から退職又は解任となる日まで支給する。

2 前項の場合で、月の初日から末日までの役員報酬を支給するとき以外は、日割計算により支給する。

3 役員報酬の日割計算については、職員給与規程第7条の規定を準用する。

(報酬の調整)

第10条 常勤役員が当協会の職員を兼務し、職員給与規程に基づく給与が支払われる場合は、その支払われる額の範囲で役員報酬を減額調整し支払うものとする。

(その他の事項)

第11条 本規程の実施に関し、特段の定めのない事項については、職員給与規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成14年11月5日から施行する。

2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。